承継後の試験所	ふりがな	
	名称	
	電話番号	
承継の期日		
承継の理由		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。）を記載すること。

３　「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。

４　地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第３（第８条及び第13条関係）

事　業　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、産業標準化法第61条（第66条第２項において準用する同法第61条）の規定により、届け出ます。

記

事業を廃止した試験所	名称	
	所在地（郵便番号）	
登録（登録外国）試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分		
廃止の期日		
廃止の理由		

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第４（第10条第１項関係）

表　　面

８センチメートル

第　　号

産業標準化法第64条第１項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

３センチメートル

６センチメートル

４センチメートル

写

真

押出スタンプ

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

主務大臣　印

裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者